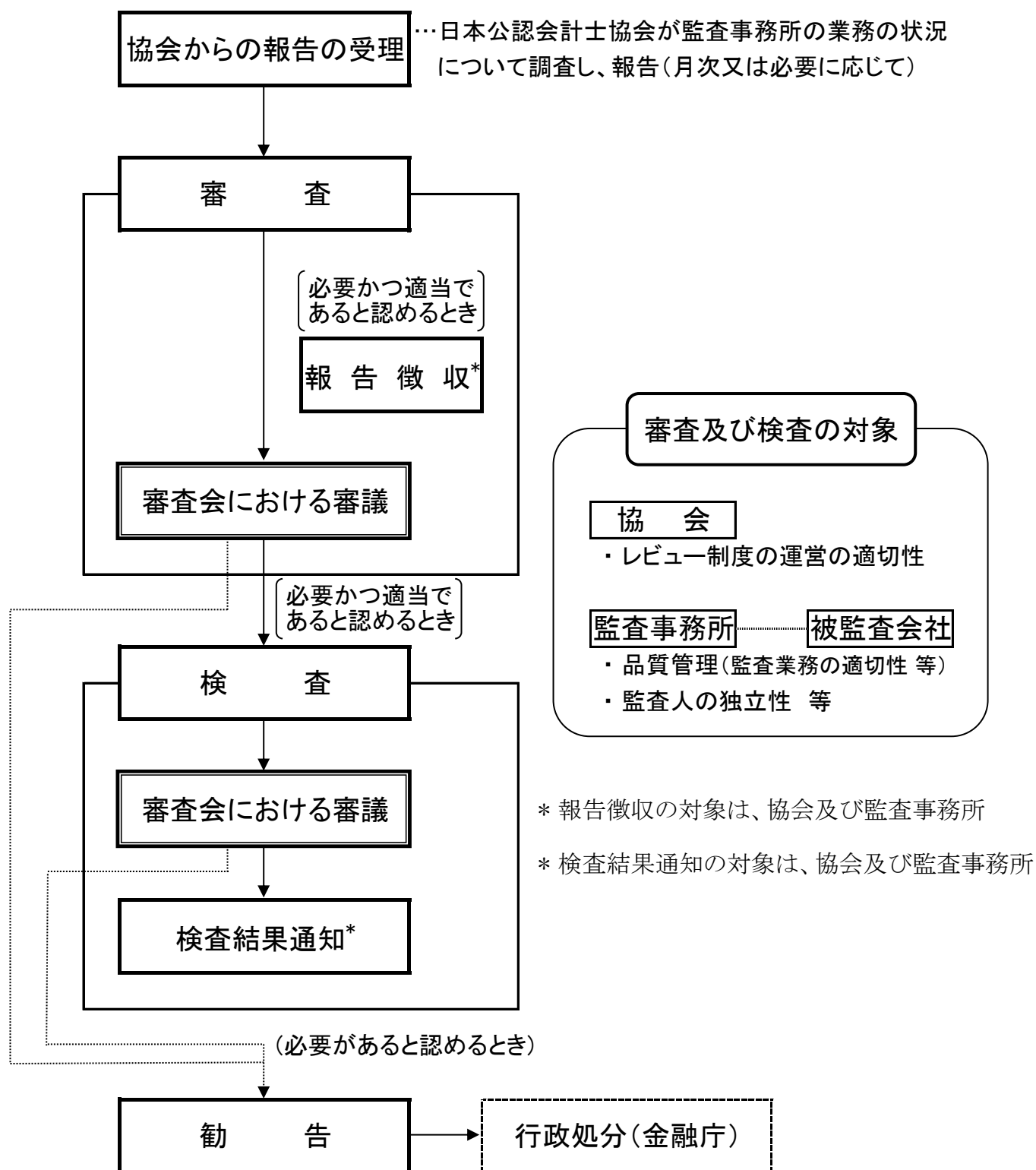


品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の基本方針

ーより実効性のある監査の実施に向けてー

公認会計士・監査審査会
平成 25 年 4 月 26 日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）からの公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）における公認会計士法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査業務」という。）の運営の状況の調査に関する報告に基づき、協会による当該調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは協会又は監査事務所等に立入検査を行う（公認会計士法第 46 条の 9 の 2、第 46 条の 12 及び第 49 条の 3）。

その結果を踏まえ、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、外国監査法人等における監査業務に相当すると認められる業務が適切に運営されているかどうかについて、外国監査法人等の所属国等の状況を踏まえ、報告又は資料の提出を求め審査を行うとともに、審査の結果、必要があると認めるときは立入検査を行う（公認会計士法第 49 条の 3 の 2）。

審査会は、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて関係者等に示すほか、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明していくこととしている。

（注）審査会発足（平成 16 年 4 月）以降において、審査及び検査の結果について「協会の品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」や「監査事務所の監査の品質管理について」としてその概要を取りまとめ、公表した。また、監査事務所において監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、年度ごとにその内容を見直している。

審査会は、当期（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月：第 4 期）においては、監査の品質の一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として、審査及び

検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、近年の企業の会計不正事案を契機として監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、実効的な監査の実施など、監査事務所による監査に対する国民の期待は大きく、この期待に対応するため、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。

また、審査及び検査で得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換の場において紹介するほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）等における検査関係の積極的な意見交換等を通じ、各国当局と協力・連携関係の構築・充実を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信を一層強化する。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とし、

- ・ 関係先との積極的な連携により情報の共有を図る
- ・ 協会等と双方向の議論等を行う
- ・ 各国当局との連携等を通じて検査手法等の充実に取り組む

こととする。

審査会は、以上の観点を踏まえ、審査及び検査の基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

1. 審査基本方針

審査会は、協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、関係者から報告又は資料の提出を求めるとともに、関係先とも意見交換を行うなどして情報の収集を行い、監査事務所における監査業務の運営の状況に係る分析等の審査

を行うこととする。

(1) 審査の枠組み

- ① 協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告、当該報告に関して徴収した報告・資料に加え、関係先から入手した様々な情報を活用の上、主として次に掲げる観点から審査を行うこととする。

イ．協会による上場会社監査事務所登録制度を含めた監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうか。

ロ．監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記審査の結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行うこととする。

(2) 審査の実施

審査は、以下の考え方に基づき実施することとする。

① 監査の品質管理の確実な定着

監査の品質管理について、監査事務所において、監査の有効性が確保されるよう、適切に実施されているかどうかに重点を置いた審査を行う。

なお、審査に当たっては、限られた資源のもと、効率的に実施するために、協会による監査業務の運営の状況の調査における指摘や自主的な改善の状況等を踏まえ審査を行うこととする。

その際、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

② 審査における実効性の確保

協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報

告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換等により得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。

また、検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所における監査業務の運営の状況等について報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

2. 検査基本方針

審査会は、上記審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

- ① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは協会に立入検査を行うこととする。
- ② 協会からの調査結果の報告等を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会の当該調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ③ 監査事務所が、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査を受けていないこと、当該調査に協力することを拒否していることにより、協会が当該調査に係る報告を行っていない場合において、監査業務の運営の状況を確認する必要があると認めるときは、監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ④ 上記②及び③の過程で、監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要があると認めるときは被監査会社等に立入検査を行うこととする。

- ⑤ 上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応することとする。

(注) 監査事務所においては、協会の規則に基づき、審査会の検査結果通知書の写しを協会に提出し、また、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

- ⑥ 検査結果については、その内容を分析し、その後の審査・検査に活用するとともに、分析結果から抽出される業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど適切に対応することとする。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施することとなる。

- ① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査において、重要な品質管理レビュー手続が欠けている、又は実施が不十分である等、当該調査が適切に実施されているかどうか確認する必要があると認める場合等
- ② 協会からの調査結果の報告において、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認める場合、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認める場合、監査事務所における業務管理体制が機能しているかどうか確認する必要があると認める場合、又は法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要があると認める場合等
- ③ 被監査会社等において、監査事務所における監査業務の実施状況を確認する必要があると認める場合、又は監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の内部管理体制を確認する必要があると認める場合等
- ④ 上記のほか、個別事情等を勘案し、必要があると認める場合

(3) 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査に対する監査事務所の率直な意見を聴取する有益な機会であることから、原則全件、検査モニターを実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の監督当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して報告徴収を行っているところである。

今後においても、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

公認会計士・監査審査会の実施する 検査に関する基本指針

**平成 27 年 4 月
公認会計士・監査審査会**

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が行う監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査証明業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

2. 検査対象先

審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第1項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第2項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第49条の4第2項第1号^(注1)及び第2号^(注2)に掲げる権限に限られる。

(注1) 同項第1号の権限 協会が行う監査事務所における監査証明業務の運営の状況の調査結果の報告に関して行われるもの

(注2) 同項第2号の権限 監査事務所が、前述（注1）の調査を受けていないこと又は同調査に協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの

3. 検査事項、検査方法及び基本原則

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

- ① 協会
協会の事務の適正な運営に関する事項
- ② 監査事務所
監査事務所における監査証明業務に関する事項

- ③ 監査事務所が行う監査証明業務に関係のある場所
監査事務所が行う監査証明業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における監査証明業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ & A、並びに一般に認められる会計実務慣行）
- ③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等、例えば、「監査における不正リスク対応基準」等を踏まえた監査事務所の品質管理の状況、及び重要な監査の手続、例えば、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定や会計上の見積りの監査などに留意するものとする。

(3) 基本原則

- ① 視点を踏まえた実施

審査会が実施する検査は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、公益又は投資者保護のため、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくものである。

検査官は、当該視点を踏まえて検査を実施し、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努め、監査事務所の監査の品質管理態勢を検証しなければならない。

- ② 目的の認識

審査会が実施する検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするも

のではなく、協会による監査証明業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促していくものである。監査事務所は品質管理のシステムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。こうした観点から、検査では、審査会と監査事務所における「双方向の議論」を重視する。

また、検査の実施に当たっては、監査事務所における監査証明業務の適正な運営の確保を図っていくこととしている。このため、検査では、監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある。

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

③ 効率的な遂行

審査会の限られた資源を有効に活用する観点から、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・監査機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

また、検査は、監査事務所の監査証明業務の運営の実態に応じて、検査範囲等に、メリハリをつけつつ、効果的に実施されなければならない。

さらに、検査の実施に当たっては、検査で把握した問題点が監査事務所の監査の品質管理態勢にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。

④ 根本原因の究明

検査の対象先に有効な改善を促すために、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であり、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明を行う必要がある。

⑤ 信用保持

検査においては、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る国内外の動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、監査事務所の適時・適切な監査の品質管理の改善につながるように、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

II 検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査室長（以下「審査検査室長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明するものとする。

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施するものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第46条の12第3項及び第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に対する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行うものとする。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知するものとする。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

（1）予告して立入検査に着手する場合 検査実施の通知日の前営業日

（2）予告なく立入検査に着手する場合 立入検査着手日の前営業日

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行うものとする。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(3) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、被検査事務所等の代表者及び理事等に対してヒアリングを行うものとする。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(6) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(7) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査室長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

主任検査官は、審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

4. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための

実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとるものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行うものとする。

- ① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認するものとする。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努めるものとする。
- ② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行うものとする。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行うものとする。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めることができる。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ. 総務試験室長又は総務試験室長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議するものとする。

ロ. 審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験室長又は総務試験室長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達するものとする。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、検査結果を記載した文書を交付することにより行うものとする。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

Ⅲ 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

a. 日本公認会計士協会品質管理委員会規則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合

b. 被監査会社の監査役等に対して、次の内容を書面で伝達する場合

- ・監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
- ・被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、監査事務所の法第2条第1項の業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記(1)のほか、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言等として、また検査事務の処理状況について検査対象先及び被監査会社が特定されない形で取りまとめて、公表するものとする。

IV 情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

V 施行日

本基本指針は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 22 年 6 月 25 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 23 年 3 月 30 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 27 年 4 月 17 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注 3) 法第 34 条の 36 第 1 項及び第 2 項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第 1 項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注 4) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注 5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項については是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

**平成 22 年 1 月
公認会計士・監査審査会**

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^{（注）}の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係るのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実に努めるものとする。

Ⅲ 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3 年に 1 度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

- ① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記 1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

(4) 検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

(5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

(8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

（1）審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

（2）検査結果及び検査関係情報^{（注）}については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

（注）ここでの「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

Ⅷ 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
 - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

- 1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し
- 2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し
- 3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

平成 27 年 4 月 7 日

公認会計士・監査審査会

平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画 **(審査・検査基本計画)**

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針¹に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリングを実施する。

なお、本基本計画において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外の監査事務所等に係る報告徴収、ヒアリング、関係先等との意見交換・連携等を通じた情報収集などを幅広く指すものとする。

(監査事務所を取り巻く環境)

我が国経済をみると、景気は、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外景気の下振れなどが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数や株式時価総額の大幅増加など明るい兆しは見られるものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は小幅な減少から横ばいといった状況にある。

また、新たな手法によるファイナンスが活発化している一方で、取引所によるエクイティ・ファイナンスのプリンシプルの策定等の見直し等が行われている。

さらに、アジアを中心とした企業の海外進出の加速化や海外取引の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所として新たに対応すべき課題が増加している。

(会計不正への対応)

こうした中、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告も多くなされるなど会計不正事案が引き続き発生している。

¹ 審査及び検査の基本方針：審査会が実施する審査及び検査について、その視点や目標、審査及び検査における基本的考え方や枠組みを定めたもの。概ね3年ごとに策定。

このような近年の会計不正事案等を踏まえ、平成26年3月期の監査から、監査における不正リスク対応基準が適用されており、国際的な不正対応重視の流れとあいまって、会計不正への適切な対応が求められている。

(コーポレート・ガバナンスにおける役割)

また、改正会社法や平成27年に取りまとめられるコーポレートガバナンス・コードにより監査役等の機能強化が図られるが、監査事務所には、監査役等のガバナンス機能への情報提供を含む一層の連携強化が求められる。監査役等との連携は、既に、改訂監査基準等や日本公認会計士協会（以下「協会」という。）と日本監査役協会の共同研究報告においても求められているが、今後、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取組みなどと一層連携することにより、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に重要な役割を担うことが期待されている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ますます重要になるとともに、ガバナンス面における公認会計士監査に対する期待が高まっている。

(監査事務所における品質管理の現状)

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、協会の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については、限定事項のない結論となっているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、限定事項付き結論となったり、比較的多くの指摘を受ける傾向にあることが認められるほか、上場会社監査事務所としての登録に至らず、継続審査となる監査事務所も認められる。

また、昨年度における審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所が前年度に比し大幅に増加している。こうした事案における監査事務所の多くは、協会の品質管理レビューにおいて、限定事項付き結論となっていない。

さらに、平成26年6月12日に金融・資本市場活性化有識者会議が取りまとめた提言及び平成26年6月24日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014』において、企業の競争力を強化する観点から、監査の質の向上、協会の自主規制機能の強化等に向けた取組みを促進することが提言されている。

加えて、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）においては、監査事務所及び

監査監督当局における不備事項の根本原因分析、監査事務所のガバナンス、ビジネスモデルの検討の重要性が指摘されているところである。

こうしたことから、監査の品質を向上させ、我が国の監査制度に対する国際的な信用を維持・確保する必要がある。

以上のような情勢を踏まえ、平成27年度において、以下の監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 平成27年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本年度においては、主に、以下の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

(1) 監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所については、近時のモニタリングの結果等を踏まえると、大規模な監査法人²、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人³、中小規模監査事務所の態様の違いにより、ビジネスモデル、業務運営、監査実施態勢、外部からの監視などが大きく異なっていると考えられる。したがって、監査事務所の態様に応じたモニタリングを実施する。

① 大規模な監査法人

国内グループ⁴・関係会社等や海外業務提携先との関係も含め、ビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢等に係るオフサイト・モニタリングを強化するとともに、検査についてはテーマ別検査の徹底など効率的な検査を実施する。また、基準等への準拠性の観点からだけでなくベスト・プラクティス（最良慣行）の確立に資する観点からのモニタリングを実施する。

② 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人

我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的の実施するとともに、海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢等に係るオ

² 大規模な監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人

³ 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人：大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

⁴ 国内グループ：海外業務提携先との契約により、共通のロゴの使用や基本的な方針の遵守等を約した法人の総称を指す。

フサイト・モニタリングを併用する。

③ 中小規模監査事務所

当該監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、中小規模監査事務所の体制や設立経緯等に起因するビジネスモデルの検証に重点をおくこととする。

(2) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、従来より、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、一層の総括的な検証を行う。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組みをより一層強化する。また、監査事務所のリスクに応じた情報収集・分析体制の高度化を図る。さらに、情報収集・分析結果に基づき、報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査の実施を検討するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) 国際的な連携強化

国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等への情報発信・情報共有など連携をより一層強化する。また、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等に対する監査の品質の向上に係る政策課題の提案や監査監督上の書簡（EOL⁵）の締結拡充など国際的な連携強化に努めることとする。

(5) モニタリング実施態勢の検討

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

モニタリングの実施態勢については、国内外からの情報、会計実務の国

⁵ EOL：Exchange of Letters

際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる高度で多様な専門性を備えた人材、効率的で実効的なモニタリングを指導できる人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有をより一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、得られた情報も活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 上場会社監査事務所登録制度における登録審査中の監査事務所を含む新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、限定事項付き結論となる割合が高く、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成23年度から一定規模以上の預金等総額を有する信用金庫等の監査業務が品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること

等の状況を踏まえると、協会においては、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上が図られることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を図り、業界横断的な問題への対応も含め、より強力な指導性が発揮されることが期待される。

さらに、品質管理レビューについては、指導的機能から指導・監督機能へその性格の変更及び措置制度の導入並びに品質管理レビューの対象監査事務所

及び対象監査業務の拡大などを内容とする制度見直しが行われたところであり、本取組みの円滑な運用を注視する必要がある。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、監査事務所に係るモニタリングの結果を踏まえた一層の総括的検証を行う。

(2) 報告徴収

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、適時に報告徴収を実施する。本年度の報告徴収においては、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった経営管理に関する項目を報告徴収の対象とする。

また、効果的に検証を行う観点から、報告徴収は、対面の方式を基本とする。

なお、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所（特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所）については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

3 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、監査事務所から協会への検査結果通知書（写し）の提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促していく。

さらに、優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結

果事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会や監査事務所等の関係先だけではなく、市場関係者等に対して積極的に発信していく。

以上を基本に、本年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の規模等の態様に応じた検査を実施することとする。

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかの検証。

なお、業務の執行の適正を確保するための措置としては、具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向・姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築に講じた措置などが考えられる。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証する。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているかの検証。
- ③ 検査対象監査事務所に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因のみならず、根本的な原因の検証。

本年度における監査事務所の態様に応じた検査対応は、以下のとおり。

(1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、検査を実施する。

大規模な監査法人については、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえると、品質管理については一定程度有効に機能しているものと考えられる。

このため、本年度においては、前年度から導入しているテーマ別検査⁶の実施を徹底する。

このテーマ別検査における共通テーマとしては、前年度に引き続き、

- ・ 収益認識
- ・ 会計上の見積り
- ・ 職業的懐疑心の発揮（不正対応を含む。）
- ・ グループ監査（特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況等）
- ・ 審査

を選定する。

また、近時のモニタリングの結果を踏まえ、特に本年度における共通テーマとして、

- ・ 組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証（特に、従たる事務所の業務運営等）
- ・ 業種別（銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等）の監査業務の適切性の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証
- ・ 海外を含む被監査会社や監査事務所に関する規制対応の状況の検証

を追加選定する。

さらに、当該監査法人における国内グループ全体の業務管理体制の整備・運用状況の検証などにも積極的に取り組むこととする。

また、監査役等とのコミュニケーション、専門家の利用の状況などモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題等については、意見交換等を通じた実態把握を行うことなどにより、効率的・効果的な検査対応を図ることとする。

なお、検査に際しては、基準等への準拠性の観点からだけでなく、当該監査法人のグローバル化に対応した経営管理態勢の構築などベストプラクティス（最良慣行）の確立に資する観点からの検査の実施に配慮する。

（２）大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑みて、重点的に検査を実施することとし、共通したリスクに着目した効果的かつ

⁶ テーマ別検査：監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手した上で、リスクベース・アプローチを原則としつつ、大規模な監査法人共通のテーマを選定し、当該テーマ及びリスクの高い領域に検証範囲を絞った効果的かつ効率的な検査

効率的な実施に配慮しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、定期的に検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況など海外業務提携先との関係等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証
- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性の検証状況、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査を取り巻く環境等を踏まえて、当該監査法人における国内グループ全体の業務管理体制の整備・運用状況の検証

などに重点を置くこととする。

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の新規の締結・更新、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み、報酬依存度が高い監査業務に対する対応等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所における品質管理の状況についての検証
- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及

び能力等を含めた監査資源についての検証

- ・ 監査役等とのコミュニケーション、ファンド監査の対応状況、監査実施者に対する指導・監督状況、専門家の利用の状況、法令遵守措置等、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証

などに重点を置くこととする。

特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、業務運営や品質管理に関する責任といった点に加え、十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源を有しているか、組織的な監査の実施のための体制整備の状況について、重点をおいて検証することとする。

4 モニタリングの事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の監査監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。なお、報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合には、再度、報告徴収を実施することを検討する。

また、報告徴収を行った監査事務所において、問題となるような状況等を把握した場合には、適宜、ヒアリングを行うこととし、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。

さらに、一連の確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー結果に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、検査及びオフサイト・モニタリングの一体的な運用を行う。

モニタリングの結果や状況等については、業界横断的な問題等を抽出するよ

うな深度ある分析を行い、検査結果事例集や各種レポートの作成等を行うとともに、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体及び国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や海外業務提携先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。特に、協会は品質管理レビューの担い手であることから、品質管理レビューアーとの意見交換を実施するなど実効的な連携を図ることとする。

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人

仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 27 年 6 月 19 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、仁智監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人においては、経営理念・経営方針を定めておらず、法人運営に関する明確な方向性がない中、法人代表者は、他の社員が自分よりも公認会計士としての経験や監査経験が長く、法人の業務運営については、自分がリーダーシップを発揮しなくても、他の社員が適切に業務を遂行するだろうと考えていたことから、法人の業務運営に係る社員間の相互牽制を働かせるための態勢を構築していない。一方、法人代表者を除く社員は、自身の個人事務所の運営等を行う中、法人の業務運営の多くを法人代表者に任せており、法人の業務運営に対する社員としての自覚を有していない。このため、当監査法人においては、社員同士が互いに牽制を行う風土が醸成されておらず、組織的監査を実施できる態勢となっていない。

また、当監査法人の社員は、法人設立以前において、監査法人の品質管理業務や上場会社の監査意見の形成を行った経験が乏しく、さらに、監査法人の品質管理業務や上場会社の監査業務については、これまでの経験で十分に対応できるものと思い込んでいるため、監査の品質及び専門的能力を向上させる姿勢が欠如している。

さらに、法人代表者は、このような状況にあるにもかかわらず、法人設立後の財務基盤を早期に安定させたいと考え、品質管理体制を整備することなく新規の監査契約を受嘱している。

2. 法人代表者は、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うものであるにもかかわらず、自らの職責を自覚しておらず、品質管理のシステムを有効に機能させる態勢を構築していない。また、当監査法人の社員は、被監査会社の実態に即したリスク評価ができておらず、さらに、業務執行社員は、監査調書の査閲を重要な手続と考えておらず、十分な時間をかけて実施していない。

このため、当監査法人においては、監査契約の新規締結・更新及び監査チームの選任において、被監査会社の監査上のリスクに応じた能力を有する人的資源を確保できているかを十分に考慮しておらず、また、複数の監査業務において監査調書の査閲を実施していないほか、定期的な検証において、監査チームが実施した監査手続の十分性について実効性のある検証を実施していないなど、品質管理のシステムに広範に不備が認められる。

このように、当監査法人においては、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不十分である。

3. 個別監査業務の実施について、業務執行社員は、監査の基準で要求される水準に関す

る理解・知識が不足し、自身の専門的能力を向上させる姿勢が欠如している状況において、被監査会社との関係維持に重きを置き、被監査会社から提出された資料について批判的な観点からの検討を行っていないなど、監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行う意識が希薄である。また、業務執行社員は、前任監査人等の他の者が行った検証結果等に過度に依拠し、自らが入手した監査証拠に基づいて意見表明を行うという意識が欠如しているなど、監査リスクを把握するために被監査会社及びその環境を理解しようとする姿勢も保持していない。

このため、被監査会社が子会社同士の合併に係る会計処理を誤っていることを見落としているほか、継続企業の前提に関する監査手続において被監査会社が作成した資金繰表の実現可能性を検証しておらず、また、内部統制監査において評価対象の統制の実施者が内部統制の評価を実施しているため経営者評価を利用することができない状況にあることを見逃しているなど、監査の基準に準拠していない監査手続が広範に認められる。

4. 監査業務に係る審査について、審査担当者は、監査の基準で要求される水準に関する理解・知識が不足しているとともに、審査担当者としての役割を理解していないことから、監査チームが作成した監査調書において、自身が疑問に感じた項目を業務執行社員に質問するのみで、重要な項目に係る監査チームの判断に対して、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか客観的な立場から批判的に検討していないなど、実効性のある審査を実施していない。

このため、監査実施上の重要な問題点を発見できておらず、当監査法人の審査態勢は、著しく不十分である。

5. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、法人代表者及び品質管理担当責任者は、指摘内容及びその改善措置をチェックリストに転記するのみで、指摘内容の趣旨等を法人内に周知していない。また、個別監査業務における改善措置の検証は、チェックリストが埋まっていることを点検するのみで、チェックリストに記載された監査手続が実際には実施されていないことを見逃しているなど、実効性のある改善措置を講じていない。

このため、財務諸表監査における不正、リスク評価及び評価したリスクへの対応において同一の不備が、また、監査証拠に係る監査手続、監査調書の査閲への対応において同様の不備が生じているなど、改善に向けた取組状況は、著しく不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 27 年 12 月 15 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人の理事長、品質管理本部長及び事業部長など経営に関与する社員は、過去の審査会検査、日本公認会計士協会の品質管理レビュー等で、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案や分析の実証手続等の監査手続の不備を繰り返し指摘されてきたことを踏まえ、社員の品質管理に対する意識改革や期中レビューの強化、定期的な検証の実施担当者の選任方法の変更等、改善に向けた取組を強化してきたとしている。

しかしながら、下記 2. にみられるように品質管理本部及び各事業部等においては、原因分析を踏まえた改善策の周知徹底を図っていないことに加え、改善状況の適切性や実効性を検証する態勢を構築していない。そのため、社員及び監査補助者のうちには、監査で果たすべき責任や役割を十分に自覚せず、審査会検査等で指摘された事項を改善できていない者がいる。また、下記 4. にみられるように審査態勢も十分に機能していない。

経営に関与する社員はこうした状況を十分に認識しておらず、審査会検査等の指摘事項に対する改善策を組織全体に徹底できていない。

こうしたことから、下記 3. に記載のとおり、これまでの審査会検査等で繰り返し指摘されたリスク・アプローチに基づく監査計画の立案、会計上の見積りの監査、分析の実証手続等について、今回の審査会検査でも同一又は同様の不備が認められており、当監査法人の改善に向けた取組は有効に機能していないなど、地区事務所も含めた組織全体としての十分な改善ができていない。

2. 当監査法人では、品質管理本部及び各事業部等において、検査結果等に対する原因分析を踏まえた改善策の周知徹底及び浸透を十分に図っていない。

品質管理本部は、定期的な検証及び期中レビューにより、全ての監査の品質を一定水準以上に向上できているかを検証することとしている。しかしながら、これらの手段を組み合わせて用いても、早急に改善を要する監査業務や監査手続への適時な対応となっていないなど、実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していない。また、定期的な検証において、監査手続の不備として指摘すべき事項を監査調書上の形式的な不備として指摘している。そのため、監査チームは指摘の趣旨を理解しておらず、審査会検査等で繰り返し指摘されている分析の実証手続等の不備について、改善対応ができていない。

さらに、品質管理本部は、問題のみられる一部の地区事務所への改善指導を実施しているものの、前回の審査会検査で検証した地区事務所が担当する監査業務において、今回の検査においても重要な監査手続の不備が認められている。

監査での品質改善業務を担っている各事業部等は、品質管理本部の方針を踏まえて監査チームに監査の品質を改善させるための取組を徹底させていない。また、一部の業務執行社員は、深度ある査閲を実施しておらず、監査調書の査閲を通じた監査補助者に対する監督及び指導を十分に行っていない。

このように、当監査法人においては、実効性ある改善を確保するための態勢を構築できていないことから、監査手続の不備の改善が図られない状況が継続しており、当監査法人の品質管理態勢は著しく不十分である。

3. 個別監査業務においては、業務執行社員がリスクの識別、リスク対応手続の策定等にあたり、職業的懐疑心を十分に保持・発揮しておらず、また、実施した監査手続から得られた監査証拠の十分性及び適切性について検討する姿勢が不足している。

このため、識別されたリスクに対応した監査手続が策定されていないなどリスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であり、重要な会計上の見積りの監査における被監査会社が用いた仮定及び判断について遡及的に検討をしていないほか、被監査会社の行った見積り方法の変更や事業計画の合理性について批判的に検討しておらず、分析の実証手続の不備が改善されていないなど、これまでの審査会検査等で繰り返し指摘されてきた監査手続の重要な不備が依然として認められる。加えて、重要な勘定において多額の異常値を把握しているにもかかわらず、監査の基準で求められている実証手続が未実施であり、また、経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続として実施した仕訳テストにおいて抽出した仕訳の妥当性が未検討であるなど、リスクの高い項目に係る監査手続に重要な不備が認められる。

4. 監査業務に係る審査においては、審査担当社員が、監査チームから提出された審査資料に基づき審査を実施するのみで、監査チームが行った重要な判断を客観的に評価していない。また、監査チームが不正リスクを識別している工事進行基準に係る収益認識について、監査調書を確認せず、監査チームが経営者の偏向が存在する可能性を検討していないことを見落としているなど、今回の審査会検査で認められた監査実施上の問題点を発見・抑制できていない。

このように、当監査法人の審査態勢は、監査チームが行った監査上の重要な判断を客観的に評価できておらず十分に機能していない。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2462、2463)

明誠有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 28 年 1 月 12 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、明誠有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人は、誠実でかつ高度な専門技能を有する人材を育み、チームワークにより高品質なサービスを生み出す旨の経営理念を掲げ、赤字が継続している会社や継続企業の前提に疑義が生じている会社など、監査リスクの高い監査業務の受嘱を続けている。また、当監査法人の統括代表社員を含む全社員は、当監査法人は監査リスクの高い被監査会社に対応できる監査の品質を維持していると考えている。
しかしながら、当監査法人は、検査基準日において、公認会計士法が規定する業務管理体制の社員要件を満たしていないほか、監査を実施するための人的資源を十分に確保していないなど、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築できていない。
2. 品質管理責任者である統括代表社員は、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築していない。また、各社員は、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢がないことを認識していない。
このため、当監査法人は、監査リスクが高い監査業務を新規で受嘱し続けているにもかかわらず、業務執行社員は、入手した監査証拠の十分性及び適切性の観点で踏まえた深度ある査閲を実施しておらず、監査調書の査閲を通じて、監査補助者に対して、監督及び指導を十分に行っていないなど、監査業務における品質管理において広範に不備が認められる。
このように、当監査法人においては、品質管理態勢は著しく不十分である。
3. 当監査法人は、検査基準日現在において、社員の半数が公認会計士資格取得後 3 年未満の者であり、現場での監査を担う監査補助者についても極めて脆弱な体制であるため、監査リスクの高い被監査会社の監査を実施するための監査チームを適切に組成できていない。
このため、個別監査業務において、監査チームは、被監査会社において前年度から継続して付されている継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記について、重要な不確実性の有無を判断するための検討を行っておらず、また、関連当事者から株式を取得し、当該取得した株式の金額的重要性が高いにもかかわらず、取引価格やのれんの償却期間の妥当性について検討していないなど、監査の品質の水準を確保するために必要な手続を行うことなく監査を完了させており、監査の基準に準拠していない監査手続が広範に認められる。
4. 当監査法人においては、個々の審査に十分な時間を確保できていないなど、監査リス

クの高い被監査会社に対応できる審査の体制を構築できていない。このようなことから、審査担当社員は、監査チームが十分な監査手続を実施していないことに気付かないまま審査を終了するなど、実効性のある審査を実施していない。

このため、審査担当者は、今回の審査会検査で発見された監査実施上の重要な問題点を発見・抑制できていないなど、当監査法人の審査体制は、著しく不十分である。

5. 前回の審査会検査での指摘事項について、当監査法人は、指摘事項の改善策を周知し、定期的な検証を通じて改善状況を確認しているものの、定期的な検証の対象とならなかった業務については、改善状況の検証を実施していない。

また、日本公認会計士協会の品質管理レビュー等での指摘事項についても、同様に定期的な検証の対象とならなかった業務については改善状況の検証を実施していない。その他にも、指摘事項の一部については、改善すべき事項はないと判断し、改善策を講じていない。

このため、個別監査業務において、継続企業的前提、会計上の見積りの監査、不正リスクへの対応等について、今回の審査会検査でも同様の不備が検出されており、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

KDA監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 28 年 3 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、KDA監査法人（法人番号 7010005003932、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人においては、品質管理責任者である総括代表社員が、組織的監査を実施するために必要な実効性ある品質管理のシステムを構築していないことから、監査契約の新規締結及び更新、監査実施者の教育・訓練及び選任、監査業務に係る審査、定期的な検証など品質管理全般に多くの不備が認められている。

また、監査業務の実施において、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案や会計上の見積りの監査等について、重要な手続に多くの不備が認められている。

さらに、監査リスクの高い複数の上場会社の監査を実施している状況において、業務執行社員は、監査調書の深度ある査閲をしておらず、監査現場での監査補助者への指導も十分に行っていないことから、監査調書の作成において、結論だけが記載されているもの又は資料を綴じ込んだだけのものが多数みられるにもかかわらず、これを看過している。このように、当監査法人の品質管理態勢は極めて不十分である。

2. 当監査法人の業務執行社員は、監査リスクの高い複数の上場会社の監査業務を行っているにもかかわらず、被監査会社の主張を批判的に評価していないなど、職業的懐疑心を十分に保持・発揮していない。また、現行の監査の基準で要求される水準を十分に理解していない。

このため、被監査会社において、重要な営業損失、マイナスの営業キャッシュ・フロー、主要な得意先の喪失等、監査の基準に例示されている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が複数存在することを監査チームは認識しているにもかかわらず、当該事象又は状況は識別していないとする経営者の主張の妥当性を検討していない。

また、全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があると経営者が評価していることを認識しているにもかかわらず、監査手続の見直し等を検討していない。

さらに、不動産取引において買い手が当該不動産の売戻し権を保有するなど通例でない重要な取引について、当該取引の事業上の合理性を十分に検討していないなど、複数の監査業務において重要な監査手続を行うことなく監査を終了させており、監査の基準に準拠していない監査手続が広範かつ多数認められている。

3. 監査業務に係る審査について、審査担当者は、監査チームが監査上の判断や監査意見の形成を十分かつ適切な監査証拠に基づいて実施しているかを批判的に検討せずに、監

査チームの実施した監査手続及びその結果や判断を容認している。

このため、審査担当者は、上記 2. で記載した重要な監査手続に関して、審査資料に監査上の重要事項等として記載されているにもかかわらず、審査で重要な不備を指摘していないほか、今回の審査会検査で認められた監査実施上の多くの問題点を発見・抑制できておらず、当監査法人の審査態勢は、極めて不十分である。

4. 品質管理責任者である総括代表社員は、前回の審査会検査及び日本公認会計士協会による品質管理レビューでの指摘を踏まえ改善措置を行ったとしているが、指摘の趣旨を十分に理解せずに、研修による周知や、改善事項チェックリストによる点検等の指示を行っているなど形式的な対応にとどまっており、実効性ある改善措置がとられていない。

また、定期的な検証を行う担当者は、監査チームの判断を批判的に検討していないことから、多数の監査調書の不備や、継続企業の前提に係る検討において、監査チームが被監査会社の事業計画を検証していないといった重要な不備を指摘できていない。

このように、当監査法人の改善に向けた取組は実効性がなく、極めて不十分である。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

「監査事務所検査結果事例集」について

1. はじめに

審査会は、我が国における監査の品質の維持・向上、公益の確保及び投資者保護の観点から、監査事務所に対する検査を実施し、監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っており、検査における主な指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年度、公表してきた。

平成 27 年 7 月 21 日公表の事例集においては、これまでの品質管理編と個別監査業務編に加えて、「根本原因の究明」を新設し、それぞれ以下の記載を行っている。

- ・「根本原因の究明」では、根本的な原因の検証の重要性について記載するとともに、根本的な原因はどのようなものかが理解できるよう、これまでの審査会検査において確認された根本的な原因について類型化し、事例を紹介している。
- ・品質管理編では、品質管理に関する項目ごとに、検査における「着眼点」、「検査結果の概要」（「評価できる取組」、「指摘事例の概要」及び「指摘事例の原因分析」）、監査事務所に「求められる対応」を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介している。特に、「指摘事例の原因分析」では、「業務管理体制」から「共同監査」までの各項目において、該当する不備を生じさせた直接的な発生原因についての分析結果を記載している。
- ・個別監査業務編では、監査基準委員会報告書の体系に準じた項目を立てるとともに、特に不備が集中して見られる会計上の見積りの監査、業種別の監査業務として重点を置いている金融機関の監査、今後の対応が注目される財務諸表監査における不正、及び財務諸表監査とは異なる基準が適用される財務報告に係る内部統制の監査については、別項目を立てている。その上で、各項目において、検査における「着眼点」、「検査結果の概要」、監査事務所に「求められる対応」を記載したほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、指摘事例に共通する不備の改善に資するよう監査手続を実施する際の「留意点」を付記している。

審査会としては、事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、各監査事務所において、自らの監査事務所における個別監査業務を含む品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。

なお、本稿においては、事例集の「根本原因の究明」及び「品質管理編」を一部要約して記載しているが、具体的な事例等を含む全文については、審査会ウェブサイト

(<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20150721/01.pdf>)
を参照されたい。

2. 根本原因の究明

検査等で発見された不備は、一部の不備が表面化したものに過ぎず、発見された不備と根本的な原因を同じくする未発見の不備が監査事務所内に存在する可能性が高いことや、また、不備発生の直接的な原因のみを考慮して講じる個々の改善策について、その効果を打ち消すような根本的な原因の存在も考えられることから、根本的な原因を考慮した改善策を講じずに、直接的な原因に対処するだけの改善策にとどまった場合には、監査事務所全体としての品質管理のシステムの改善が実効性のないもの又は不十分なものとなり、本質的な改善にはつながらず、監査事務所における監査の品質の向上が図られなくなる。

これまでの審査会検査において確認された不備の根本的な原因としては、大別して、

- (1) 監査事務所の経営管理態勢、経営方針（評価・報酬等の動機付けの方針を含む）又はビジネスモデル
- (2) 最高経営責任者等による品質管理に対する取組
- (3) 各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制等

に係る問題点が挙げられる。このほかにも、根本的な原因として、法人の経営状況、法人の職階別人員構成、法人の品質管理の風土等に係る問題点が挙げられる。

監査事務所においては、不備の根本的な原因の究明の重要性を認識するとともに、品質管理レビューや定期的な検証等の結果、発見された不備事項については、その改善を図るのみならず、以下の事例を参考にしつつ、根本的な発生原因を究明し、本質的な対応を図ることにより、品質管理のシステムの向上に取り組む必要がある。

(1) 監査事務所の経営管理態勢、経営方針（評価・報酬等の動機付けの方針を含む）又はビジネスモデルに関連する事例

- ・最高経営責任者が、営業面での成果を社員評価及び報酬に反映させる一方、監査業務の品質や職業倫理の遵守状況については社員評価に反映させていないなど、監査の品質管理よりも業務の拡大を重視する姿勢を有している。
- ・社員報酬をそれぞれの担当する監査チームの損益を基礎として決定しているなど、各社員が個人事務所としての意識が強く、品質管理の改善や問題解決については、各監査チームが監査チーム内で対応し、他の監査チームの社員が口を出しづらい風土が醸成されている。
- ・全ての社員が兼業を行っており、最高経営責任者以外は、法人の品質管理業務にほとんど関与しておらず、監査法人としての組織的監査を実施する態勢を構築できる状況になく、また、最高経営責任者がガバナンスを効かせにくい環境にある。
- ・各社員は、被監査会社と良好な関係を保ってさえいれば、安定した監査収入が得られると考えていることから、被監査会社との関係維持に意識が向いており、監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行うという意識が希薄である。

(2) 最高経営責任者等による品質管理に対する取組に関連する事例

- ・最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、当監査事務所に参加するまで、事務所の業務運営に関与した経験や上場会社の監査責任者又はこれと同等の立場で監査業務に従

事した経験がない状況において、自らの知識を向上させる姿勢が不十分であることから、監査の基準で要求される水準に関する理解が不足している。

- ・最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、実務指針等において求められている品質管理のシステムの水準を理解しておらず、監査事務所として、品質管理のシステムの向上のための取組を十分に行っているものと誤認している。
- ・最高経営責任者等の監査事務所の経営に関与する社員が、監査事務所における監査の品質について特段の危機感を有しておらず、監査事務所が実施する全監査業務における監査の品質を一定水準以上に早急に向上させるための措置を策定・実施できていない。
- ・最高経営責任者は、品質管理のシステムに関する最終責任者であるにもかかわらず、監査法人として一体的に監査の品質を向上させ、組織的監査を実施する態勢を構築しておらず、また、品質管理担当責任者も、品質管理のシステムを整備し、運用しなければならないにもかかわらず、その重要性を認識していない。
- ・最高経営責任者等が、監査の現場を任せられる監査経験が豊富な公認会計士の割合が低くなっている状況を認識していながら、適切な能力を有する監査実施者を確保するために必要な措置について十分に検討していない。
- ・最高経営責任者は、個人事務所経営時より長期に渡り被監査会社に関与していたことや、当監査法人において新規受嘱した被監査会社について自らがリスク評価を行っていることから、被監査会社の監査リスクを把握できていると過信している。

（３）各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制等に関連する事例

- ・経験年数の短い公認会計士・試験合格者の割合が経験年数の長い公認会計士に比して高くなっている状況において、各社員は、監査事務所全体の品質管理については、最高経営責任者や品質管理担当責任者に任せておけばよいと考えており、監査事務所全体における監査の品質を維持・向上するために社員として果たすべき職責・役割について自覚していない。
- ・最高経営責任者以外の各社員は、当監査法人が最高経営責任者の個人事務所を母体に設立され、主要な被監査会社の受嘱については最高経営責任者が中心的な役割を果たしてきたことから、当監査法人は最高経営責任者の個人事務所という意識が強く、法人運営の多くを最高経営責任者に依存している。
- ・社員間で、他の社員が監査責任者となっている監査の品質について、社員としての対等の立場で批判的に監視・検証する意識が保持されていない。
- ・品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う者を社員会としていることから、各社員が社員会の構成員としての自覚と責任を持って法人の品質管理のシステムの整備及び運用を行う必要があるにもかかわらず、最高経営責任者を含む個々の社員は、法人の運営に関する責任を自覚しておらず、社員会を有効に機能させていない。

3. 品質管理編

(1) 業務管理体制

ア 品質管理のシステム

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、最高経営責任者に品質管理業務が過度に集中している監査事務所、協会のひな型をそのまま用いて、形式的な対応を行うのみで、品質管理のシステムの整備・運用への取組が不十分な監査事務所、また、最高経営責任者、品質管理担当責任者等が品質管理の実効性を確かめていない等品質管理に関する責任を十分に果たしていない監査事務所が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、最高経営責任者の統率力を含めた監査事務所のガバナンスの不足、最高経営責任者や品質管理担当責任者の経験不足、最高経営責任者の品質管理を軽視する姿勢や危機感の不足等が考えられる。

イ 業務改善への取組

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、品質管理レビューの指摘事項の改善に向けた取組が十分に実施されておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっている監査事務所が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、品質管理レビューの指摘の趣旨を踏まえた上での不備の根本的な発生原因の究明を行っていないこと、また、監査事務所において監査業務全体を対象として業務改善を図るという姿勢が欠けていることなどが考えられる。

ウ 内部規程の整備、周知及び運用

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、独立性や被監査業務の提供等に関する内部規程の整備、非常勤の監査実施者への内部規程の周知及び社員会に関する規程運用に関する不備事例が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、規程の基になる法令諸基準の理解が不十分であること、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなく、「監査の品質管理規程」のひな型をそのまま内部規程として採用していることなどが挙げられる。

エ 法令諸基準の遵守

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、社員の競業禁止の遵守のための規程の不備のほか、業務管理のための社員の要件の充足や定款変更の届出等に関する法令違反事例が見られ

る。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、法令諸基準を十分に理解していないことや法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを明確かつ具体的に定めていないことなどが挙げられる。

オ 情報管理

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、監査事務所の情報セキュリティに関する内部規程で定められている情報漏えい防止措置を適切に実施していないといった不備、情報セキュリティに関する内部規程を非常勤の監査実施者に配布していないといった不備、業務でインターネットサーバーサービスを利用する場合の取り扱いルールを定めていないといった不備事例等が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）に運用を任せきりにしていることや、情報管理に係る責任者等が、監査事務所の情報機器の使用実態に応じた規程の整備を行っていないことなどが挙げられる。

カ インサイダー取引防止

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、「インサイダー取引防止規程」のひな型を参考に内部規程を整備しているものの、当該規程の運用の不備が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、インサイダー取引防止管理担当者等が、内部規程に基づき実施すべきインサイダー取引防止措置を網羅的に把握していないことなどが挙げられる。

(2) 契約の新規の締結及び更新

ア 監査受嘱に伴うリスクの評価

(指摘事例の概要)

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項であるにもかかわらず、中小規模監査事務所を中心に、監査契約の新規の締結や更新に際して、監査責任者（予定者）が入手した被監査会社の情報等が新規受嘱及び更新の承認権者（社員会等）間で共有されておらず、深度あるリスク評価が行われていないなどの不備事例が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・ 監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決を適時かつ適切に実

施することよりも、監査業務の早期受嘱及び当該業務への早期着手を優先させている。

- ・監査責任者（予定者）において、経営者不正、内部統制監査、会計上の見積り等に関する的確な判断を行うために必要な経験が不足しており、予備調査や監査業務の引継等により把握した事実に基づく監査受嘱リスクの識別・評価を適切に実施できていない。
- ・社員間で新規受嘱の可否について議論する際、前任監査人から入手した情報等を基に、監査事務所としてのリスク評価を行うことの重要性を理解せず、監査責任者（予定者）以外の社員において、他の社員が獲得してきた監査業務について批判的な見地から検討することに消極的な姿勢がある。

イ 監査業務の引継

（指摘事例の概要）

中小規模監査事務所を中心に、前任監査人に対する質問が適切に実施されていないといった不備事例が見られる。

（指摘事例の原因分析）

指摘事例の発生原因としては、監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決、あるいは、監査事務所における手続を適時かつ適切に実施することよりも、監査業務の早期受嘱及び当該業務への早期着手を優先させていることが挙げられる。

（３）監査業務に係る審査

（指摘事例の概要）

監査上の重要な事項に係る監査手続の適切性・十分性や判断過程について、審査担当者が批判的な観点から審査を実施しておらず、個別監査業務における重要な監査手続上の不備を発見・防止できていないなど審査の実効性が確保されていないといった不備事例が多数見られており、審査態勢の充実・強化が重要な課題となっている状況が引き続き認められる。また、監査リスクに応じた能力等を有する審査担当者が選任されていない不備事例も見られる。

（指摘事例の原因分析）

指摘事例の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・監査業務のリスクに対応した十分な知識や経験と能力を有し、審査に十分な時間をかけられる者が審査担当者として選任されていない。
- ・審査を行うために十分な知識・経験を有する社員等が不足している状況において、審査担当者としての適格性を有する者を確保・育成するための措置を実施していない。
- ・審査担当者が、日常的な監査チームとのコミュニケーションを通じて、監査チームが実施した監査手続が十分かつ適切であると思い込んでいるなど、監査チームが行った重要な判断や監査手続の十分性及び適切性について、客観的に評価する意識が不足している。
- ・少数の社員により事務所の業務運営が行われている状況において、審査担当社員が、自己の監査業務を優先し、審査のために十分な時間をかけていない。

- ・監査チームが被監査会社の状況や重要な検討事項の内容を審査担当者（外部委託のケースを含む。）に書面等により適切に伝えておらず、監査チームと審査担当者間でリスク認識等が共有されていない。
- ・監査チームは監査実施者が行った監査手続の十分性及び適切性について、審査担当者による客観的な評価を得る必要があることを認識していない。

（４）監査役等との連携

ア 会計監査人と監査役等との連携

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に徐々に浸透しつつあり、連携の深度に差こそあれ、定期的なコミュニケーションが図られている状況が認められる。

しかしながら、品質管理レビューを受けた監査事務所から監査役等に対する当該レビューに関する通知内容を検証してみると、品質管理レビューにおいて改善勧告事項を伝達されながら、限定事項が付されていないことを理由に、「品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていない」との結論のみを、書面ではなく、口頭で通知している事例が数多く見られる。

また、監査事務所の中には、監査役から質問を特段受けていないことから、実施された品質管理レビューについて、実施の事実のみを通知し、レビューの結果について通知を行っていない監査事務所が見られる。

なお、平成 27 年 5 月に改正された監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」においては、監査の実施に当たり特に重要な事項に係るコミュニケーションの充実が図られるとともに、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況に係る説明の一環として、品質管理レビューや審査会検査等の結果に係る監査役等への伝達内容及び伝達方法が具体的に明示されるなど、監査役等とのコミュニケーションを行う事項が具体化されていることに留意する必要がある。

イ 不正・違法行為発見時の対応

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組事例として、金融商品取引法において法令違反等事実発見への対応に係る規定が導入された際、社員等に対し、法令違反等事実を発見した場合の被監査会社の監査役等に対する通知例を示すなどして、周知徹底を行っている事例が挙げられる。

また、監査事務所として、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した事項について、金融商品取引法第 193 条の 3 に基づく通知を被監査会社に対して行った結果、当該通知を受けた被監査会社において、四半期報告書の訂正を行うとともに、適切な開示の実施に向けた体制強化が図られるに至った事例が挙げられる。

平成 28 年 3 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上 ～大規模監査法人を中心に～

1. 経緯

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針等に基づき、監査事務所等に係るモニタリングを実施してきた。一方で、企業活動の複雑化・国際化の一層の進展など被監査会社を取り巻く環境が大きく変化しており、また、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの導入など経営者等の役割・責務の明確化も図られている。このような中で、上場大企業において不正会計事案が発生するなど、改めて会計監査の信頼性確保のための取組みが求められている。

このため、審査会は、特に上場大企業の多くを監査する大規模監査法人（以下、「大手監査法人」という。）を中心に、監査事務所等のリスクを踏まえた検査の実効性の一層の向上を図ることを目的とし、これまでの検査内容及び手法等について検討を行い、今般、その結果を取りまとめた。

2. 大手監査法人に対する検査の重要性

（1）定義

審査会においては、監査事務所等をその規模に応じて下記のとおり分類している。

定義

○ 大規模な監査法人（大手監査法人）

上場会社を概ね 100 社以上監査し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上の監査法人

【新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、有限責任あずさ監査法人、PwC あらた監査法人の 4 法人】

○ 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人（準大手監査法人）

大手監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

【太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、京都監査法人、三優監査法人、仰星監査法人、優成監査法人の 6 法人】

○ 中小規模監査事務所

中小監査法人（大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査法人）並びに共同事務所及び個人事務所

(2) 監査の状況

大手監査法人は、平成27年4月末時点で、全上場会社の73%を監査している。また、特に大規模な会社ほど大手監査法人が監査を行うことが多いため、大手監査法人の上場被監査会社の時価総額は、上場時価総額全体の92%を占めている(図表1)。

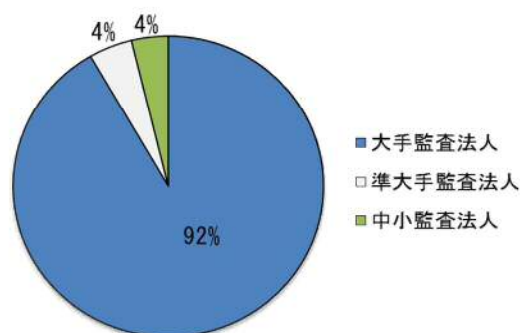
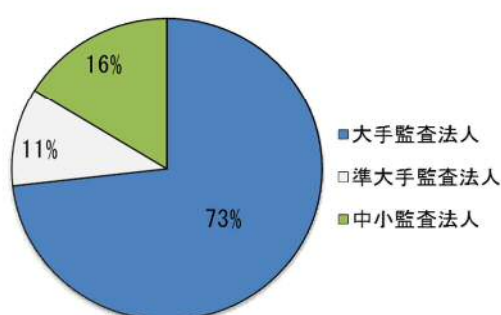
(図表1) 上場会社に対する監査の状況(平成27年4月末)

ア. 上場被監査会社数(単位: 社)

全監査法人	3,577
大手監査法人	2,618
準大手監査法人	378
中小監査法人	581

イ. 上場被監査会社の時価総額(単位: 百万円)

全監査法人	598,320,718
大手監査法人	548,343,525
準大手監査法人	27,124,388
中小監査法人	22,852,805



(注1) 監査法人数は全体で219法人。

(注2) Quick、有価証券報告書ほかより集計。

(3) 検査の状況

① 審査会検査は、日本公認会計士協会(以下、「協会」という。)の行う品質管理レビューに対応して行われているところであるが、平成23~26事務年度における監査法人の規模別の検査実施状況は以下のとおりである(図表2)。

ア. 検査頻度

- 大手監査法人・・・定期的実施(2年に1度)
- 準大手監査法人・・・定期的実施(平成26年度より2年又は3年に1度)
- 中小規模監査事務所・・・必要に応じて(最短で3年に1度)

イ. 検査体制(人数)・検査期間・個別監査業務選定数 (図表2)

	(単位: 件・人・日・社)				
	全体	大手	準大手	中小(勧告なし)	中小(勧告あり)
検査件数	44	8	4	23	9
平均検査官数	6.2	10.1	7.8	5.1	4.8
平均検査期間	117.7	149.3	93.0	97.7	151.8
平均個別監査業務選定数	4.1	9.1	5.3	2.5	3.2

(注) 検査は、検査実施日(予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日)より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。

- ② 大手監査法人に対しては、準大手監査法人以下に比べ、多くの検査官・検査日数を充てている。一方で、大手監査法人の場合 1 法人当たりの被監査会社数も格段に多いため、検査対象として選定されるものはそのうちのごく一部にすぎない(図表 3、4)。

(図表 3) 監査法人の 1 法人当たり被監査会社数 (金商法)

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	751.8	67.2	3.8	19.3
25年3月期	756.3	64.7	3.9	19.8
24年3月期	774.8	64.7	3.9	20.1

(図表 4) 監査法人の 1 法人当たり被監査会社数 (会社法)

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	1054.0	48.7	3.2	23.9
25年3月期	1066.3	46.0	3.4	24.6
24年3月期	1058.8	48.5	3.5	24.6

監査法人業務報告書を基に作成

(注 1) 全監査法人が行った被監査会社数の内訳である(個人は除く)。

(注 2) (図表 3) の金商法は、金商法監査+会社法監査、金商法監査単独の合計、(図表 4) は会社法監査単独の被監査会社数である。

- ③ 大手監査法人の検査にあたっては、監査法人による品質管理が一定程度有効に機能しているとの認識のもと、大手監査法人に共通のテーマを選定するとともに、リスクの高い領域に検証範囲を絞った検査を実施することとしている。

大手監査法人に対する検査方針 (平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画 (抄))

(1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、検査を実施する。

大規模な監査法人については、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動を踏まえると、品質管理については一定程度有効に機能しているものと考えられる。

このため、本年度においては、前年度から導入しているテーマ別検査の実施を徹底する。

このテーマ別検査における共通テーマとしては、前年度に引き続き、

- ・ 収益認識
- ・ 会計上の見積り
- ・ 職業的懐疑心の発揮 (不正対応を含む。)
- ・ グループ監査 (特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況等)
- ・ 審査

を選定する。

(以下、略)

3. 大手監査法人を中心とした検査に対する問題認識

(1) 機動性

監査事務所等の品質管理や実施する個別監査業務において、重大な問題が判明又は疑われる場合には、監査事務所等モニタリング基本計画（以下、「モニタリング基本計画」という。）による検査頻度にとらわれず、機動的に検査を実施する必要があるのではないかと。

(2) フォローアップ

モニタリング基本計画において、検査結果のフォローアップは、検査結果通知後一定期間を経過した監査事務所に対して、必要に応じ、報告徴収により実施することとしている。ただし、大手監査法人については、2年ごとに検査が実施されること等から、検査後に報告徴収を行わず、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施している。

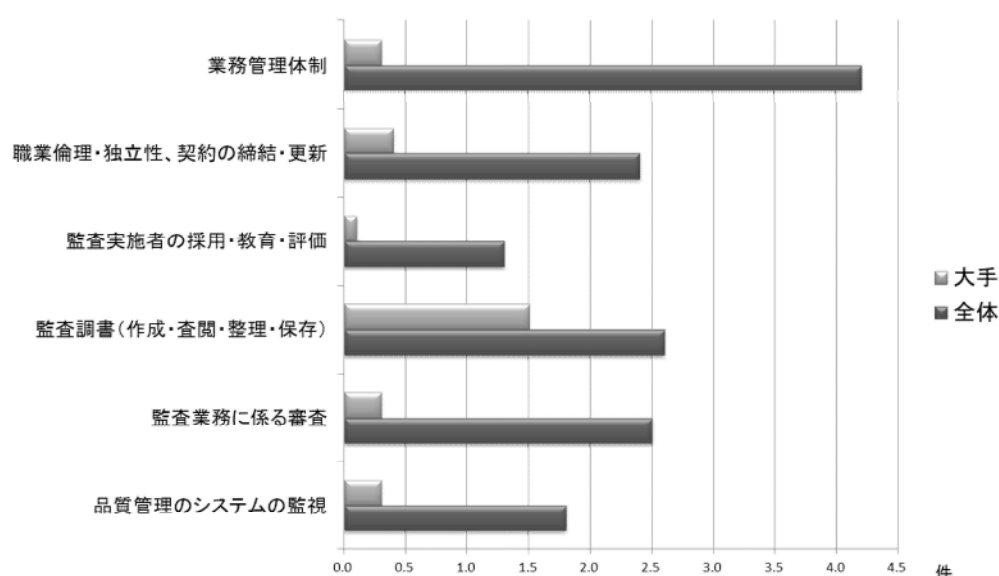
今般の新日本有限責任監査法人に対する検査においては、同一・同様の不備が繰り返されていたことが認められており、検査指摘事項の改善状況についてのフォローアップを強化する必要があるのではないかと。

(3) 検査手法

モニタリング基本計画では、大手監査法人の「品質管理については一定程度有効に機能している」との認識を前提とした検査対応となっている。

確かに過去の大手監査法人に対する検査において、品質管理体制についての1監査法人当たりの不備指摘数は、全体に比して少ない(図表5)。しかし、個別監査業務についての不備指摘数をみると、大手監査法人においても、多く検出されている状況にある(図表6)。

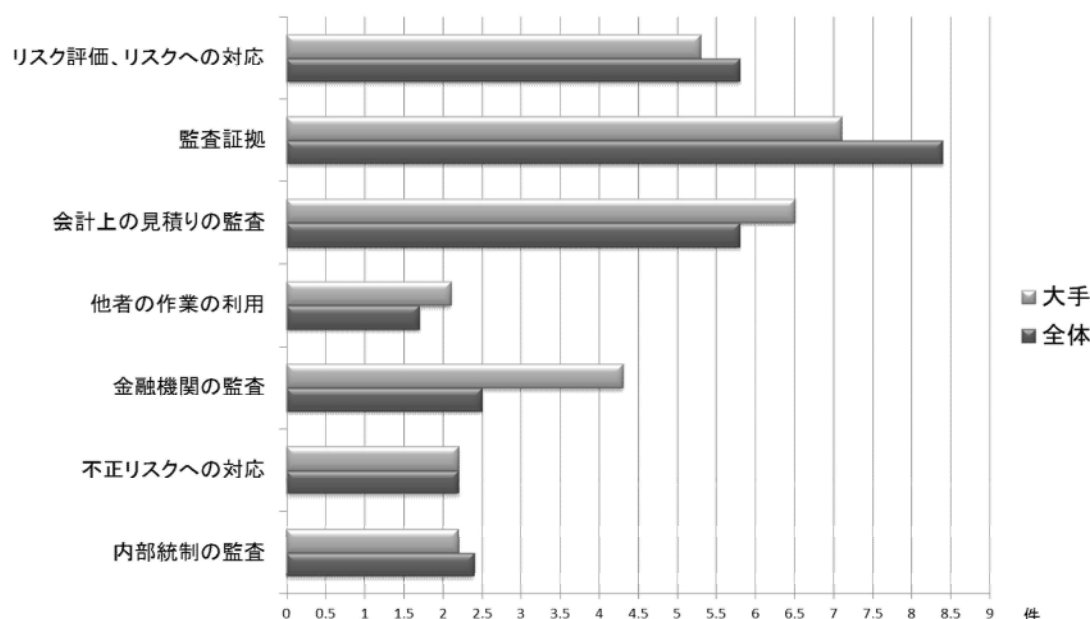
(図表5) 検査における不備指摘数(品質管理体制)



(注1) 件数は、1監査法人あたりの不備指摘数

(注2) 平成22年～26年に実施した検査の状況

(図表 6) 検査における不備指摘数(個別監査業務)



(注 1) 件数は、1 監査法人あたりの不備指摘数

(注 2) 平成22年～26年に実施した検査の状況

このような状況をみると、大手監査法人の場合、品質管理体制の形式（組織・手続）は整備されているものの、その運用面を含めた有効性に何らかの不備があると考えざるを得ず、審査会検査において、大手監査法人の組織運営上の問題などの真の原因に迫ることができていないのではないか。

こうしたことから、個別監査業務における個々の不備にとどまらず品質管理の有効性について、組織運営上の問題により迫るような検証が行えるよう、検査手法の改善を検討する必要があるのではないか。

(4) 検査結果等の提供

平成 26 年会社法改正にともない、会計監査人の選任に関する議案の決定が、監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会、監査委員会）の権限とされた。これを踏まえ、審査会では、検査結果について、被監査会社のみならず新規の監査契約を検討している等の潜在的な被監査会社に対しても開示をすることを可能とした。監査役等が会計監査人を選任するにあたり、検査結果を有効に活用できるよう検査結果通知の記述の仕方やその他の情報提供について一層工夫する必要があるのではないか。

(参考) 新日本有限責任監査法人に対する過去の検査に係る調査結果報告

審査会においては、昨年 10 月に公認会計士・監査審査会検査実施状況調査会議を設置し、新日本有限責任監査法人に対して実施した前々回検査（平成 23 事務年度）及び前回検査（平成 25 事務年度）について、事実関係の整理やその適切性の仮評価等のために調査を行い、同年 12 月に調査結果報告を取りまとめた。

調査結果報告の概要は、添付資料参照。

4. 今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

(1) 検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、2ないし3年に1度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかと危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成28年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

(2) 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、2年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成28事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成28事務年度検査から実施】

(3) 協会との適切な役割分担等

- ① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検

査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。

【継続的検討】

- ② 審査会検査官と協会の品質管理レビュアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビュアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

（４）検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効果的・効率的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行えるように重点を置いて取り組む。

- ① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし、検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。

【平成 28 事務年度から実施】

- ② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。

【平成 28 事務年度から実施】

- ③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につなげるとの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

（５）検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとする必要がある。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確

に伝達するため、以下のような取組みを行う。

- ① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。
- ・ 検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること
 - ・ 検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

- ② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

(以上)

審査会検査実施状況調査会議 調査結果報告について

1 調査事項等

公認会計士・監査審査会検査実施状況調査会義（以下「本調査会議」という。）は、以下の事項について調査をし、平成 27 年 12 月 22 日に審査会に報告。

- (1) 審査会が、新日本有限責任監査法人（以下「新日本監査法人」という。）に対して平成 23 事務年度に実施した前々回検査（以下「H23 検査」という。）及び平成 25 事務年度に実施した前回検査（以下「H25 検査」という。）について、その適切性や改善すべきポイントを審査会において議論するための基礎となる事実関係の整理
- (2) 上記(1)を踏まえた H23 検査及び H25 検査の適切性に関する仮評価と仮の提言

2 本調査会議メンバー及び調査内容

本調査会議は、審査会非常勤委員と弁護士の合計 4 名に加え補助者 2 名によって構成され、H23 検査及び H25 検査における個別監査業務、検証領域の選定、検査手法、検査結果等及び検査後の改善状況の確認・検証（フォローアップ）について、関係資料の閲覧及び職員のヒアリングにより調査を実施。

また、新日本監査法人に対する平成 27 事務年度に実施された検査についても、H23 検査及び H25 検査における検査結果との比較の観点から内容を確認。

3 適切性に関する仮評価

適切性に関する仮評価は以下のとおり。

- ・ H23 検査及び H25 検査における個別監査業務及び検証領域の選定並びに東芝に対する個別監査業務の検査については、合理的であって特段の瑕疵は認められない。また、H23 検査及び H25 検査において勧告を行わなかった判断は不合理とはいえない。
- ・ リスクベースの考え方の導入や根本原因を究明する検査の定着など検査手法は年々進歩しているものの、一方、品質管理体制については、その運用面について、より一層厳密に検査し、改善状況を評価し続ける必要がある。また、検査結果通知の記載方法・伝達方法についても見直しの余地がある。

- ・ 検査後の改善状況の確認・検証（フォローアップ）については、時期・方法に関して見直しを検討する必要がある。

4 仮評価を踏まえた仮の提言

上記3の仮評価を踏まえ、今後の審査会の検査の実効性向上策として、例えば、以下の方策を講じることが考えられる。

(1) 検査手法等について

- ・ 品質管理部長や業務執行社員のみならず、事業部長やその他の職員に対するヒアリングを行う。
- ・ 監査事務所と監査役等との連携状況や、監査役等に対する審査会の検査結果通知書の内容や対応状況等の伝達の適切性等についての確認・検証の高度化を図る。

(2) 検査結果通知について

- ・ 危機意識を持たせるような方法を検討することも有益。
- ・ 不備の指摘事項について要約などの手法を用いて検査先に理解し易くすることや、前回の指摘事項からの改善状況を明確に把握することができるよう記載方法等に工夫を施す。
- ・ 審査会が考える改善策を例示するという取組みは有益であると思われるので、記載事項について見直しの要否を検討した上で、引き続き、この取組みを行っていくことも検討。

(3) 改善状況の確認・検証（フォローアップ）について

大規模監査法人に対し、実効性のあるフォローアップの手法として、運用面の確認を検討することが有効。例えば、検査において重要な不備事項が指摘された場合は、その翌年に、簡易な立入検査を実施する方法も検討の余地があるが、検査官の負担を相当重くするので、これを実施するためには検査官の増員が必要であろうし、また検査項目を不備事項の改善の検証に止め、正式な報告書の作成を不要とするなどの省力化が必要。

以 上